

公示番号：19a00358

国名：タイ及びマレーシア

担当部署：社会基盤・平和構築部 運輸交通・情報通信グループ 第一チーム

案件名：タイ国交通安全に関する組織能力および実施能力向上プロジェクト及びマレーシア国交通安全対策プロジェクト詳細計画策定調査（交通事故司法／交通秩序維持）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：交通事故司法／交通秩序維持
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年9月上旬から2019年12月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 1.00M/M、現地 0.93M/M、合計 1.93M/M
- (3) 業務日数：準備期間 現地業務期間① 整理及び準備期間 現地業務期間② 整理期間
(タイ) (マレーシア)
5日 14日 9日 14日 6日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2019年8月7日（水）（12時まで）
- (4) 提出方法：専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）への電子データの提出又は郵送
（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル）
（いずれも提出期限時刻必着）

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報／結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き）

（https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf）をご覧ください。なお、JICA 本部 1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年8月23日（金）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- （計100点）

類似業務	交通事故司法／交通秩序維持に係る各種業務
対象国／類似地域	タイ・マレーシア／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

タイ国「交通安全に関する組織能力および実施能力向上プロジェクト」(以下、「タイ技プロ」という。)及びマレーシア国「交通安全対策プロジェクト」(以下、「マレーシア技プロ」という。)(以下、「タイ技プロ」「マレーシア技プロ」を合わせて、「両プロジェクト」という。)が要請されるに至った背景は下記(1)(2)のとおりである。

今般、JICAはタイ政府及びマレーシア政府からの協力要請の背景、内容を確認し、プロジェクトの事前評価を行うと共に、実施内容の計画策定に必要な情報・資料を収集・分析・評価することを目的として、両プロジェクトの詳細計画策定調査を実施する。

(1) タイ国「交通安全に関する組織能力および実施能力向上プロジェクト」に関する背景情報

タイ国は、世界銀行(WB)の公表データによると2017年GDPが4,553億米ドルに達し、10年前の2007年GDPと比較すると1.73倍になる等、順調な経済成長を遂げてきた。一方で、経済成長に伴う同国のモータリゼーションが加速しており、それに伴う交通混雑の深刻化や交通事故の多発など交通環境の悪化が顕著となっている。2015年に世界保健機関(WHO)が公表した「Global Status Report on Road Safety 2015」によると、2012年データに基づくタイにおける人口10万人あたりの交通事故死者のWHO推計値は36.2人に達し、ASEAN諸国の中で1番目、世界でも2番目に多い状況であった。同国運輸省(Ministry of Transport: MOT)も交通事故死者数がワーストクラスである状況を深く憂慮しており、国際連合(UN)が2010年3月2日に決議した「交通安全のための行動の10年(UN Decade of Action for Road Safety 2011-2020)」(国際連合総会決議64/255号)に沿って、2020年までに交通事故死者数を2010年比で半減させることを目標として交通安全対策を進めているが、思うように効果が上がっていない。先頃公表された「Global Status Report on Road Safety 2018」では、同国の人口10万人あたり交通事故死者数は32.7人と推計されており、ASEAN諸国で1番目、世界でも9番目に多い状況であり、高止まりしている。

JICAプロジェクト研究「開発途上国における交通安全への取り組み」(2016年6月)では、交通死亡事故の7割がオートバイ(含む三輪車)によるもので、事故要因の多くがスピード超過や車線変更時の確認不足、車間距離不保持といったヒューマンエラーに起因していることが報告されており、加えて、MOT、国家警察庁(Royal Thai Police: RTP)、保健省(Ministry of Public Health: MOPH)、病院・保険会社・慈善団体を始めとする民間組織などの各機関・組織で異なる交通事故データが保持されており、各々の情報共有が成されないことで交通事故の実態や事故要因が把握されていない、といった問題点が指摘されている。また、交通安全行政の中心的役割を担うRTPを主体に国家交通安全会議が設置されているものの、殆ど機能しておらず、具体的な交通安全対策が停滞していると指摘されている。

このような現状に鑑み、MOT大臣から日本の国土交通省大臣に対し、交通安全対策についてのノウハウを日本に学びたい旨の要請があり、2016年8月6日に両大臣間で覚書が締結された。この覚書に基づき、同国政府機関及び日本国国交省の担当職員からなるWorking Group(WG)が設置され、同国政府職員の日本での研修、国交省による交通安全分野の産官学関係者の現地派遣、交通事故多発地点の対策についての議論・助言が行われてきた。これまで8回に渡るWG実施を通じて、同国の交通安全状況の改善に対する本邦の協力・支援がなされてきたところであるが、同WGの活動にて①交通事故データの一元化とその分析、②交通事故多発地点の調査・抽出と対策検討、③交通安全教育・PRの充実、④運転免許制度及び運行安全管理の改善、⑤それらを実装する体制構築とモニタリングについて、より体系的かつ中長期的に改善に取り組む必要性が確認され、この度「交通安全に関する組織能力および実施能力向上プロジェクト」が要請されたものである。

(2) マレーシア国「交通安全対策プロジェクト」に関する背景情報

2018年にWHOが公表した、2016年におけるマレーシアの人口10万人あたりの交通事故死者数は23.6人であり、タイ32.7人、ベトナムは26.4人に次いで、ASEAN諸国の中で3番目の多さであった。マレーシア政府は2007年、運輸省傘下のマレーシア道路安全研究所(Malaysia Institute of Road Safety Research: MIROS)を交通安全の研究所として設立し、現在約80人の研究者が在籍している。また2010年には公共事業省傘下の陸上公共交通委員会(Land Public Transport Commission: SPAD)を設立しており、SPADは①乗客及び貨物の輸送の運行承認、②車両の安全監査、③交通事故調査を実施している。その他交通安全に関係する機関は、警察、運輸省、公共事業省と多岐に亘って設置されており、中進国として高度な組織を設立しているが、運輸省が作成したマレーシア交通安全計画2014-2020(Road Safety Plan of Malaysia 2014-2020(RSPM2014-2020))公表時の2006年における人口10万人あたりの交通事故死者数は23.6人(上記の2016年の交通事故死者数と同じ)であり、斯様な努力にも関わらず死者数の減少につながっていない。

マレーシア政府によると、交通事故の特徴はほとんどが二輪車の事故であり、発生する原因は道路インフラではなくスピード違反やヘルメット非着用などのドライバーの無謀な行動によるヒューマンエラーである。

WHOが2015年に発表した国別の交通事故データでは、6割以上が二輪車の事故であり、四輪車の事故は2割強としている。特に地方での二輪車事故が多いとしている。

RSPM2014-2020では、2020年までに交通事故死亡者数を半減させるとしているが、上記のとおり、これまでの方策では効果が出ていない。このような背景から、特に二輪車の交通事故データを収集・分析し、戦略的且つ包括的な交通安全対策を策定・実行し、交通事故死亡者数を半減させることを目的とした「交通安全対策プロジェクト」が要請された。またマレーシア政府より、他のASEAN諸国においても二輪車の所有率が高く、交通事故数も多大であるため、今回のプロジェクト成果を他国に共有し、地域に貢献したいとの意向が示されている。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画案策定のために必要な以下の調査を行う。

なお、本調査では、タイ及びマレーシアでの各現地調査期間中、JICA職員及び外部団員の現地業務開始時に、JICA職員等に対し中間報告を行い、本体プロジェクトの方向性について協議を行う。その結果を踏まえ、各現地調査後半では、更なる情報収集や相手国政府との協議を行うこととする。また本業務従事者は他の業務従事者が作成する報告書を含めた詳細計画策定調査報告書(案)等の各種取りまとめ作業に協力する。

具体的担当事項は、次の(1)～(5)のとおりとする。

業務の実施にあたっては、交通事故発生 の 要因となる「車両」「道路(インフラ)」「人」の3つの要素に着目すると共に、このうち「人」について「Engineering」「Enforcement」「Education」の所謂「3E」と呼ばれる手段を組み合わせることで対策が取られるが、特に「Enforcement」面に留意して業務を行うこと。

(1) 国内準備期間(2019年9月上旬～9月下旬)

- ①タイ及びマレーシアの両プロジェクトの要請背景・内容を把握(要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析)の上、現地調査で収集すべき情報を検討する。
- ②担当分野に係る調査項目の整理、調査工程・手法の検討を行い、詳細計画策定調査対処方針(案)、タイ及びマレーシア両国の関係機関に対する説明資料(案)(英文)及び質問票(案)(英文)を作成する。なお、質問票はJICAタイ事務所及びJICAマレーシア事務所を通じて事前配布を行う。
- ③他の調査団員と協力し、詳細計画策定調査報告書(案)の目次構成及び分担を検討する。
- ④タイ技プロのPDM(Project Design Matrix)(案)(和文・英文)、PO(Plan of

Operations) (案) (和文・英文)、R/D (Record of Discussions) (案) (英文)、M/M (Minutes of Meetings) (案) (英文)等の担当分野関連部分を検討し、作成に協力する。

⑤タイ技プロの対処方針会議等の事前打合せに参加する。

(2) タイ現地業務期間(2019年9月下旬～10月上旬)

①JICAタイ事務所との打合せに参加し、担当調査事項について説明する。

②タイ側関係機関等との協議及び現地踏査を通じ、現状把握と課題の整理を行う。調査項目は次のとおり想定される¹。またタイ事務所を通じて予め配布した質問票の回収に協力し、分析した上で結果を団内で共有する。

ア) タイの開発計画(上位計画)、既存の交通事故司法・交通秩序維持における概要と現状の課題、タイ技プロの位置づけ

イ) タイ側の交通事故司法・交通秩序維持の所管機関の実施体制(各機関における組織・人員体制、役割分担、予算・財政状況、技術力、諸基準、人材育成等)

ウ) 交通事故司法に関連する政策、法令、制度及び規則、規制、罰則、業務フロー

エ) 交通秩序維持に関連する政策、法令、制度及び規則、規制、罰則、業務フロー

オ) 交通事故事件捜査の手法

カ) 他ドナー・機関の援助動向(概要、実績、進捗、計画等)

③調査結果を踏まえ、他の調査団員とも協力しながら担当分野におけるタイ技プロの内容を検討する。想定される具体的な検討項目は以下のとおり。

ア) 交通事故司法・交通秩序維持における課題・目標

イ) 実施手段(工程、団員構成、規模、活動内容等)

ウ) 実施機関の能力開発の必要性、内容

エ) プロジェクト実施に要する資機材(種類、数量、仕様、概算額、調達先等)

オ) プロジェクト実施における留意事項

カ) プロジェクトの実施、開発効果の発現を担保するための外部要因

④上記の検討結果を他の団員の担当する分野も含めて中間報告(和文)として取りまとめ、JICA職員等に説明(中間報告)する。

⑤JICA職員等と共にタイ側関係機関との現地協議に参加し、担当分野にかかるPDM(案)、PO(案)、M/M(案)、R/D(案)等の作成に協力する。

なお、現地調査において、ジェンダーに関連する社会規範・慣習、男女で異なるニーズや課題等について明らかになった場合、ジェンダー課題やニーズに対応するための取り組みをPDM(案)に反映させる。

反映に際してのステップは次の1～3のとおり。1. プロジェクトの枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定・設定、2. ジェンダー視点に立ったアウトプット(成果)設定の必要性を検討、3. ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定。

⑥評価5項目(妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性)の観点からタイ技プロを分析し、事業事前評価表(案)の作成に協力する。

⑦担当分野についてタイ技プロで再委託が想定される業務内容を検討し、再委託業務のTOR案を作成するとともに、ローカルコンサルタントに関する情報(組織規模、技術者数、保有機材・施設、関連業務実績、契約単価、工期等)を収集する。

⑧担当分野に係る議事録・面談録、及び資料収集リストを作成し、資料収集リストの取りまとめ作業に協力する。

⑨担当分野に関する現地調査結果をタイ事務所等に報告する。

(3) 国内整理及び準備期間(2019年10月中旬～10月下旬)

¹ 上記7.(2)②において例示する以外にも調査すべき項目がある場合にはプロポーザルにて提案してください。

- ① タイ技プロに係る担当分野質問票への回答、タイ現地調査結果の整理を行う。
 - ② 担当分野に係るタイ技プロへの提言・助言（実施手法、規模、留意点等）の一次取りまとめを行う。
 - ③ タイ技プロのPDM（案）、PO（案）、R/D（案）、事業事前評価表（案）等の担当分野関連部分を検討し、作成に協力する。
 - ④ タイ現地調査に係る帰国報告会、国内打合せに参加し、担当分野に係る結果報告を行う。
 - ⑤ 詳細計画策定調査報告書（案）（和文）のタイ技プロ及び担当分野に係る部分を作成し、他の担当分野の業務従事者と共に詳細計画策定調査報告書（案）全体の一次取りまとめ作業に協力する。
 - ⑥ マレーシア技プロのPDM（案）（和文・英文）、PO（案）（和文・英文）、R/D（案）（英文）、M/M（案）（英文）等の担当分野関連部分を検討し、作成に協力する。
 - ⑦ マレーシア技プロの対処方針会議等の事前打合せに参加する。
- (4) マレーシア現地業務期間（2019年10月下旬～11月上旬）
- ① JICAマレーシア事務所との打合せに参加し、担当調査事項について説明する。
 - ② マレーシア側関係機関等との協議及び現地踏査を通じ、現状把握と課題の整理を行う。調査項目は次のとおり想定される²。またマレーシア事務所を通じて予め配布した質問票の回収に協力し、分析した上で結果を団内で共有する。
 - ア) マレーシアの開発計画（上位計画）、既存の交通事故司法・交通秩序維持における概要と現状の課題、マレーシア技プロの位置づけ
 - イ) マレーシア側の交通事故司法・交通秩序維持の所管機関の実施体制（各機関における組織・人員体制、役割分担、予算・財政状況、技術力、諸基準、人材育成等）
 - ウ) 交通事故司法に関連する政策、法令、制度及び規則、規制、罰則、業務フロー
 - エ) 交通秩序維持に関連する政策、法令、制度及び規則、規制、罰則、業務フロー
 - オ) 交通事故事件捜査の手法
 - カ) 他ドナー・機関の援助動向（概要、実績、進捗、計画等）
 - ③ 調査結果を踏まえ、他の調査団員とも協力しながら担当分野におけるマレーシア技プロの内容を検討する。想定される具体的な検討項目は以下のとおり。
 - ア) 交通事故司法・交通秩序維持における課題・目標
 - イ) 実施手段（工程、団員構成、規模、活動内容等）
 - ウ) 実施機関の能力開発の必要性、内容
 - エ) プロジェクト実施に要する資機材（種類、数量、仕様、概算額、調達先等）
 - オ) プロジェクト実施における留意事項
 - カ) プロジェクトの実施、開発効果の発現を担保するための外部要因
 - ④ 上記の検討結果を他の団員の担当する分野も含めて中間報告（和文）として取りまとめ、JICA職員等に説明（中間報告）する。
 - ⑤ JICA職員等と共にマレーシア側関係機関との現地協議に参加し、担当分野にかかるPDM（案）、PO（案）、M/M（案）、R/D（案）等の作成に協力する。

なお、現地調査において、ジェンダーに関連する社会規範・慣習、男女で異なるニーズや課題等について明らかになった場合、ジェンダー課題やニーズに対応するための取り組みをPDM（案）に反映させる。

反映に際してのステップは次の1～3のとおり。1. プロジェクトの枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定・設定、2. ジェンダー視点に立ったアウトプット（成果）設定の必要性を検討、3. ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定。
 - ⑥ 評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からマレーシア技プロを分析し、事業事前評価表（案）の作成に協力する。

² 上記7.（4）②において例示する以外にも調査すべき項目がある場合にはプロポーザルにて提案してください。

- ⑦担当分野についてマレーシア技プロで再委託が想定される業務内容を検討し、再委託業務のTOR案を作成するとともに、ローカルコンサルタントに関する情報（組織規模、技術者数、保有機材・施設、関連業務実績、契約単価、工期等）を収集する。
- ⑧担当分野に係る議事録・面談録、及び資料収集リストを作成し、資料収集リストの取りまとめ作業に協力する。
- ⑨担当分野に関する現地調査結果をマレーシア事務所等に報告する。

(5) 国内整理期間（2019年11月中旬～12月上旬）

- ①マレーシア技プロに係る担当分野質問票への回答、マレーシア現地調査結果の整理を行う。
- ②担当分野に係るタイ技プロ及びマレーシア技プロへの提言・助言（実施手法、規模、留意点等）の取りまとめを行う。
- ③マレーシア技プロのPDM（案）、PO（案）、R/D（案）、事業事前評価表（案）等の担当分野関連部分を検討し、作成に協力する。
- ④マレーシア現地調査に係る帰国報告会、国内打合せに参加し、担当分野に係る結果報告を行う。
- ⑤担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を作成し、他の担当分野の業務従事者と共に詳細計画策定調査報告書（案）全体の取りまとめ作業に協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおりです。

(1) 業務完了報告書

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を添付し、2019年12月6日（金）までに電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、日本⇒バンコク（タイ）⇒日本 及び 日本⇒クアラルンプール（マレーシア）⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地業務期間は、2019年9月29日～10月12日（タイ）、2019年10月27日～11月9日（マレーシア）を想定していますが、現地調査に参加予定の外部団員（学識関係者）等のスケジュール調整により、時期が変更となる可能性があります。

また本業務従事者については、他のコンサルタント団員と共に、JICA職員等より約1週間先行して現地業務を開始することを想定しています。（すなわち、本業務従事者及び他のコンサルタント団員のみで現地調査を行う期間があります。）

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) 交通安全工学（学識関係者）
- エ) 交通安全行政・施策／交通事故データベース（JICAが別途契約するコンサルタント）
- オ) 交通事故司法／交通秩序維持（本コンサルタント）

- カ) 交通安全教育／運転免許・運行管理 (JICAが別途契約するコンサルタント)
- キ) 評価分析 (JICAが別途契約するコンサルタント)

③便宜供与内容

JICAタイ事務所及びJICAマレーシア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎 あり
- イ) 宿舎手配 あり
- ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供

(ただし、JICA職員等に先行して現地業務実施中の車両借上げについては、他のコンサルタント団員と1台を共用することを想定しています。また、JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

- エ) 通訳傭上 なし
- オ) 現地日程のアレンジ

受注後の初回打合せにて、想定される現地調査先を提示願います。必要に応じて、タイ政府機関及びマレーシア政府機関とのアポイント取り付けをJICAが支援します。

- カ) 執務スペースの提供 なし

(2) 参考資料

①本業務に関係する以下の資料が、JICA図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・「タイ国 外傷センタープロジェクト 終了時評価報告書」(2005年3月)
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000166121.html>
- ・「ベトナム国 交通警察官研修強化プロジェクト 外部事後評価報告書」(2017年11月)
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2016_0901499_4_f.pdf
- ・「プロジェクト研究 開発途上国における交通安全への取り組み ファイナルレポート要約」(2016年6月)
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000026643.html>
- ・「プロジェクト研究 開発途上国における交通安全への取り組み ファイナルレポート」(2016年6月)
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000026644.html>

②本契約に関する以下の資料をJICAにて配布します。配布を希望される方は、ア)については、社会基盤・平和構築部運輸交通・情報通信グループ第一チーム(TEL: 03-5226-3224あるいは03-5226-8142)までご連絡ください。イ)については、調達部契約第一課代表アドレス(prtm1@jica.go.jp)宛に、下記のとおりメールをお送りください。

- ア) 提供資料:「本プロジェクトの要請書」
- イ) 提供資料:「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

提供依頼メール:

- ・タイトル:「配布依頼: 情報セキュリティ関連資料」
- ・本文: 以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ①業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAタイ事務所及びJICAマレーシア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業

務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所等と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所等と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録して下さい。

- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上